

令和2年2月29日

生徒・保護者の皆様

誉高等学校長 尾関 俊長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業等防止策について

平素は、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2月27日(木)政府(安倍晋三首相)から、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行うようにとの要請がありました。

本校はこの要請を受け、以下のとおり措置することといたします。生徒・保護者の皆様には、感染拡大を防止し、早期終息を図るためのやむを得ない措置であることを御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

記

- 1、臨時休業期間 令和2年3月 2日(月)～令和2年3月10日(火)
令和2年3月12日(木)～令和2年3月18日(水)
- 2、臨時休業期間中の留意事項
 - ① 3月2日(月)の卒業証書授与式については1・2年生は出席せず、自宅学習とする。
 - ② 令和2年3月11日(水)は出校日とする。新学年用の身分証明写真を撮影するので、身だしなみを整え通常時間通り登校すること。
 - ③ 修了式は令和2年3月19日(木)に行い、成績表を渡す。通常通り登校のこと。
 - ④ 臨時休業期間中は、クラッシーにて3月6日(金)までに課題を指示する。3月18日(水)までに課題を確実に返信すること。
 - ⑤ 学年末の成績評価は、1・2学期の成績及び臨時休業期間中に指示された課題への取り組み状況を総合的に判断し行う。その結果を踏まえて、クラス担任から必要に応じて個別に連絡する。
 - ⑥ 部活動については原則禁止とするが、別途顧問の指示に従うこと。
 - ⑦ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業であるので、休業期間中、生徒は人の集まる場所への外出(不要不急の外出)を避け、自宅で過ごすようにすること。自宅においても手洗い・うがいの励行及び咳エチケット等感染症対策を必ず行うこと。
 - ⑧ 新型コロナウイルスに感染の疑いのある場合は、各市町村の相談窓口に相談するとともに、感染又は感染の疑いがあると医療機関で診断を受けた場合は、必ず学校へ連絡すること。

以上